

○生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物質等の取扱所など国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければならない国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

生活関連等施設の種類	国民保護法施行令
発電所、変電所	第27条第1号
ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー	第27条第2号
水道事業、水道用水供給事業用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池	第27条第3号
鉄道施設、軌道施設	第27条第4号
電気通信事業がその事業の用に供する交換設備	第27条第5号
国内放送を行う放送局の無線設備	第27条第6号
水域施設、係留施設	第27条第7号
滑走路等、旅客ターミナル、航空保安施設	第27条第8号
ダム	第27条第9号
危険物等の取扱所	第27条第10号
危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）	第28条第1号
毒物劇物取扱所	第28条第2号
火薬庫、火薬類の製造所	第28条第3号
高圧ガスの製造所、高圧ガス貯蔵所	第28条第4号
核燃料物質の使用施設等	第28条第5号
核原料物質の使用施設等	第28条第6号
放射性同位元素の許可届出使用事業者等	第28条第7号
薬局、医薬品又は動物医薬用品の販売業の店舗、医薬品の製造所及び医薬品の製造販売の事務所 動物医薬用品の販売業の店舗、動物医薬品の製造所及び動物医薬品の製造販売の事務所	第28条第8号
高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所	第28条第9号
生物剤及び毒素の取扱施設	第28条第10号
毒性物質取扱所	第28条第11号